

令和2年10月1日

事業者各位

水道局総務課長

建設業法改正に伴う取扱いについて

令和2年10月1日から建設業法及び建設業法施行令の一部が改正されることに伴い、今後発注する工事について、以下のように取扱います。

記

1 主な改正内容

< 監理技術者の専任義務の緩和について >

- ・ 改正法では、元請の専任すべき監理技術者に関し、これを補佐する者（監理技術者補佐といいます。以下同じ。）を専任で置く場合は、元請の監理技術者の複数現場の兼任が可能になります。

2 今後の取扱い

- ・ 監理技術者補佐の要件は以下のとおりとします。
「主任技術者の資格要件を満たす者のうち、監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有する者であること」
- ・ 監理技術者補佐を配置した場合、監理技術者が兼務できる工事現場の件数は2件までとします。

（具体例）4,000万円を超える下請契約を行う土木一式工事において、監理技術者及び監理技術者補佐を配置する場合

配置技術者	専任・兼任	資格要件
監理技術者	他工事と兼任可能 (ただし、2件まで)	監理技術者になりうる資格（一級土木施工管理技士などの監理技術者資格者証）を有し、かつ、監理技術者講習を修了した者 ※必要な資格要件は従前どおり

<p>監理技術者補佐</p>	<p>当該工事に専任</p>	<p>【令和2年10月1日以降】 主任技術者になりうる資格（二級土木施工管理技士や10年以上の実務経験など）を有し、かつ、一級の土木施工管理に関する技術検定の学科試験を合格した者 ※実地試験の合格は問いません。</p> <p>【令和3年4月1日以降】 令和3年4月1日以降に実施される技術検定を受験した者については、上記「学科試験」は「第一次検定」とします。</p>
----------------	----------------	---

※具体例は「土木一式工事」で示していますが、他業種工事についても、読替えて、法令に基づき取り扱います。

3 契約書及び関連様式の改正

- (1) 守口市建設工事請負契約書について、令和2年10月1日付で改正を行います。改正契約書は令和2年10月1日以降に契約する工事案件について、適用します。
- (2) 監理技術者補佐の制度導入に伴い、以下の関係書類を改正します。
「契約関係提出書類届（建設工事）」（Excel形式）